

令和2年6月18日
廃棄物対策課 課長補佐 堀江
直通 029-301-3020 (内線 3018)

災害廃棄物処理に係る連携及び協力に関する協定の締結について

県内における災害廃棄物処理の支援体制を強化し、廃棄物の迅速かつ円滑な処理に資するため、既存の協定を全面的に見直し、令和2年6月1日付けで、県、市町村、関係一部事務組合及び一般社団法人茨城県産業資源循環協会の65者により、新たな災害廃棄物処理に係る連携及び協力に関する協定を締結いたしました。

本協定の締結により、今後、災害廃棄物の処理に支障が生じた市町村に対して、これまで以上に迅速かつ円滑に協定の当事者が共に連携・協力して支援を行い、災害廃棄物の適正な処理の確保に努めてまいります。

記

(協定のポイント)

1 既存の協定の問題点

市町村間の協定については、県内を5ブロックに分けた上で、当該ブロック内の市町村同士で締結され、産業廃棄物処理業界との協定については、県と(一社)茨城県産業資源循環協会とで締結しているため、被災市町村が、ブロック外の市町村や産業廃棄物処理業者に支援を要請しにくい。

また、市町村間の協力事項は、災害廃棄物の緊急的な受入れに限られ、人的支援や、し尿処理などの事項が含まれていない。

2 新たな協定による改善点

- 協定の単位をブロック単位から県内全域に拡大するとともに、(一社)茨城県産業資源循環協会を当該協定の当事者として追加することにより、被災市町村が県内全域の市町村や協会に支援を要請することを容易にした。
- 県、被災市町村、被災市町村以外の市町村及び協会の役割分担を明確にした上で、人的支援や、し尿処理などの項目を追加した。

協定書の写しについては、県ホームページ(廃棄物対策課のページ)の以下のアドレスで掲載いたします。

<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/haitai/kikaku/disaster-waste/plan.html>

(参考) 令和元年東日本台風により発生した災害廃棄物処理に係る支援等の状況

- ・ 災害廃棄物発生量 約9万トン（県推計）
- ・ 市町村間の人的支援 延べ321人（10/15～11/13）
- ・ 災害廃棄物の処理支援 大子町→日立市，常陸大宮市→土浦市
- ・ し尿・浄化槽汚泥の処理支援 大子町→常陸太田市，東海村及び大宮地方環境整備組合
- ・ 産業廃棄物処理業者等の支援 常陸太田市，常陸大宮市，大子町及び城里町：仮置場から廃棄物の搬出や処理について，（一社）茨城県産業資源循環協会が受託。

新協定の締結により，よりスピーディーに，被災市町村の災害廃棄物処理を支援

(参考) 協定の当事者

- ・ 茨城県
- ・ 県内市町村（44）
- ・ 一部事務組合（19） 大宮地方環境整備組合，龍ヶ崎地方塵芥処理組合，さしま環境管理事務組合，大洗、銚田、水戸環境組合，江戸崎地方衛生土木組合，筑西広域市町村圏事務組合，茨城美野里環境組合，常総地方広域市町村圏事務組合，霞台厚生施設組合，新治地方広域事務組合，鹿島地方事務組合，下妻地方広域事務組合，ひたちなか・東海広域事務組合，常総衛生組合，龍ヶ崎地方衛生組合，筑北環境衛生組合，茨城地方広域環境事務組合，湖北環境衛生組合，高萩・北茨城広域事務組合
- ・ 一般社団法人茨城県産業資源循環協会

○（一社）茨城県産業資源循環協会の概要

- ・ 設立 昭和54年12月24日
- ・ 社団法人設立 昭和63年3月31日
- （一般社団法人への移行）平成25年4月1日
- （名称の変更）平成30年7月1日
- （旧称）一般社団法人茨城県産業廃棄物協会
- ・ 会長 古矢 満
- ・ 所在地 水戸市笠原町978-25 茨城県開発公社ビル4階
- ・ 会員数（R2.4.1現在） 528社うち，正会員471社は産業廃棄物処理業者

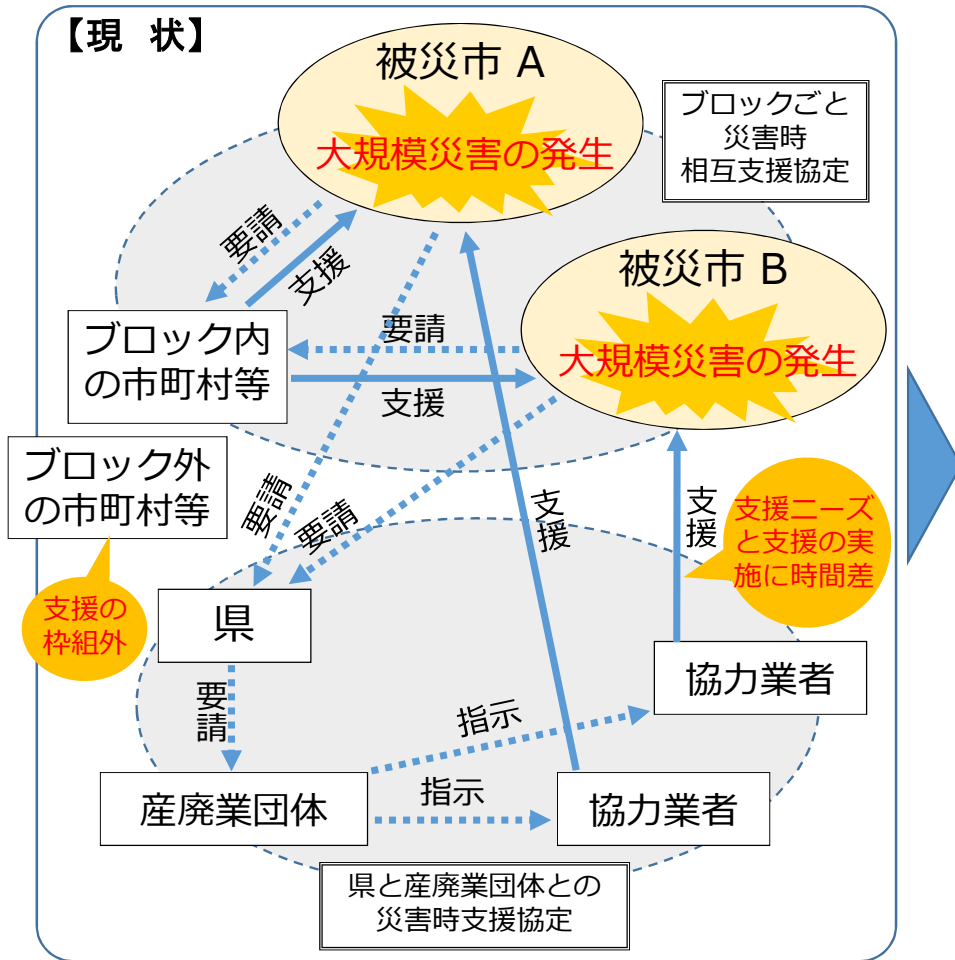
※ 令和元年東日本台風の際，協会が受託した4市町村（常陸太田市，常陸大宮市，大子町及び城里町）の災害廃棄物の処理に協力した会員の数 72社

協定の見直しによる災害廃棄物処理の支援スキーム

県民生活環境部
廃棄物対策課

・現在の支援の枠組みから、県内の廃棄物処理に関する社会的資本や人的資源を最大限活用して、被災市町村における迅速かつ円滑な災害廃棄物の処理が可能となる新たな支援の枠組みを構築する。

【現状】



【見直し後】

